

英国経済社会研究会議（ESRC）研究データポリシー

はじめに

本ポリシーは、研究者の役割と責任、ならびに ESRC とデータサービスプロバイダーの役割と責任を明確にし、データの収集、作成、再利用を行う ESRC 助成金受給者を支援することを目的としています。これらの原則は、英国研究会議（RCUK）の包括的枠組みである「データポリシーに関する共通原則」に沿うものです。

このポリシーは3つのセクションに分かれています。第一は基本的な原則、第二はこの原則を実施するための情報と指針、第三は多様な関係者全員の役割と責任です。さらに、研究データポリシー、例えば著作権、セキュリティ、倫理的配慮などに関わる主な戦略的課題についても指針を示します。

ESRC は既存データの再利用を勧めており、助成金の申請者と受給者に対し、一次データ収集を行う前に様々な情報源から得られる幅広いデータを検討するよう推奨しています。第三者のデータを使用する全ての ESRC 助成金受給者は、ESRC、データサービスプロバイダー、データ作成者が定めた規則に従わねばなりません。全てのデータユーザーは、研究に使うデータを正しく引用し、その出典を示し、第三者が元のデータを直接参照できるようにしてください。

研究助成金申請者が、ESRC の助成を受けた研究提案の一環で、新たにデータの作成を計画する場合、申請者は、再利用できる適切なデータがないことを証明する必要があります。データを再利用する場合と、新たにデータを収集する場合のいずれにおいても、ESRC は、研究提案の学術的な質を基準とし、助成が申請された全ての提案を平等に評価します。

定義

ここでいう研究データは、研究のインプットまたはアウトプットとして研究者に有用な情報、または研究者にとって興味深い情報と定義されます。研究データとは、一次データの収集、作成を通じて得られた資料、または研究プロジェクトの過程で分析するために既存の情報源から抽出された資料です。

公的助成を受けたデータには、ESRC が直接委託したデータ、公共の利益または他の研究目的に役立つ可能性がある、様々な目的のために作成されたデータを含みます。従ってここには、一定のアクセス制限付きで購入または使用許諾を受けたデータが含まれます。

ESRC データサービスプロバイダーは、ESRC の資金提供を受けてデータ所有者と協力し、持続的なアクセスを可能にするためのデジタルリポジトリへのデータの取り込みと保管を通じて、ユーザーがデータにアクセスできるようにする機関と定義されます。データサービスプロバイダーは、ユーザーサポート、トレーニング、データに関する戦略的アドバイスも提供できます。現時点で、このポリシーの原則を遵守する ESRC データサービスプロバイダーは、UK Data Service（英国データサービス）と UKDS Census Support（UKDS 調査サポート）です。ポリシーの原則の一部は、ESRC が資金を提供する Big Data Network（ビッグデータネットワーク）（Administrative Data Research Network[行政記録情報研究ネットワーク：ADRN]および Business and Local Government Data Research Centres[企業・自治体データ研究センター]を含

む)に既に適用されています。可能な限り、ESRC データサービスプロバイダーは、本原則を完全に遵守するよう努めてください。

担当デジタルリポジトリとは、FAIR 原則（見つけられる、アクセスできる、相互運用できる、再利用できる）に従ってデータ資産に責任を負うデジタルデータリポジトリを指します。

アクセスレベルとは、アクセスが認められる条件を決定するため、データの分類に使用するカテゴリーを指します。データは、詳細性、機微性 (sensitivity)、機密性に応じて分類されます。この分類を通じて、データを適切に処理しアクセス保護措置を実施することができます。

ESRC 研究データポリシーの原則

原則 1

公的助成を受けた研究データは、公共の利益のために作成された公共財です。高い倫理基準を満たし、プライバシーや知的財産権を侵害しない責任ある形で、速やかにこの研究データを出来る限り制限なく公開し、アクセスできるようにします。

原則 2

各研究機関および各プロジェクトのデータ管理ポリシーとデータ管理計画は、関連する基準とコミュニティのベストプラクティスに従うものとします。将来的に長期的な価値を持つデータは、今後の研究でアクセスし使用できるよう、適切に管理します。

原則 3

第三者が研究データを有効に再利用できるよう、十分なメタデータを記録・公表し、作成者に問い合わせることなく研究データを見つけ、独自に理解できるようにします。公表する結果には必ず、補足データおよび/または関連メタデータへのアクセス方法を記載します。

原則 4

ESRC は、研究データの公表には法的、倫理的、および商業的な制約が伴うことを理解しています。不適切なデータ公開によって研究プロセスが損なわれないよう、研究機関は、研究プロセスを開始した時点に加え、研究ライフサイクルとデータ・ライフサイクル全体を通じて、ポリシーおよび実践の中でこうした制約に配慮します。

原則 5

研究チームがデータの収集と分析に費やした労力を正当に評価するため、ESRC の助成を受けて研究を行う者には、一定期間、研究結果を公表できるよう自分が集めたデータを特権的に使用する権利が認められます。この特権的な使用期間を理由として、速やかなメタデータの公表が妨げられてはなりません。

原則 6

重要な研究データを作成・保管・共有する研究者の知的な貢献を評価するため、データ作成者は、引用対象となる研究データに関し、適切で永続的な情報を提供し、研究データの全てのユーザーは、使用データの正しい引用を通じて出典を示し、そのデータのアクセス条件に従います。

原則 7

公的助成を受けた研究データの管理と共有を支援するため、公的資金を活用できません。限られた予算による研究の成果を最大化するために、公的資金を効率的かつ費用効果の高い仕組みで活用します。

原則 8

基本的に、公表された研究結果を裏づけるデータは、公表された研究結果自体と同じタイミングで確認、およびアクセス可能にします。

原則 9

研究データの発表者は、最良の研究実践と研究の公正性を支えるため、引用対象となる研究データに対し適切で永続的な情報を提供します。

実施する際の注意点

原則 1

ESRCにおいて、可能な限り制限のない研究データの公開とは、研究データがオープンデータ、保護措置を施したデータ、または管理されたデータとして、無料で再利用できるようにすることを意味します。アクセスカテゴリーは、個人情報の開示リスクが最低限にとどまるよう分類します。

研究データの速やかな公開とは、ESRC 助成金で得られた研究データが、助成終了後 3 カ月以内に担当リポジトリに保管されることを意味します。

原則 2

助成金受給者は、データを今後の研究に最大限活用できるようにするため、助成期間中、ESRC 助成研究で作成する研究データについて綿密な計画を立て、管理しなければなりません。そのため、データ作成を予定する助成金申請者は、助成金申請手続きの一環として、データ管理・共有計画を提出する必要があります。学術コミュニティで求められる品質基準を満たす研究データを作成し、ESRC データサービスプロバイダーが定める基準に従い、形式、文書作成、保管、バックアップ、セキュリティの面で長期的な持続性が保てるよう管理します。

原則 3

データを独力で理解し、見つけだし、学術的に再利用するために必要な情報を二次ユーザーに提供するため、研究データには、質の高い文書とメタデータを添付しなければなりません。文書には、少なくともデータの出所、フィールドワークとデータ収集の手法、データの処理および/または研究者によるデータ管理について記載します。変数や文字起こし (transcripts) などの個々のデータ項目は、分かりやすく分類し記述するようにします。データを担当リポジトリに保管する際は、その機関の基準、ならびに Data Documentation Initiative (DDI)、SDMX、INSPIRE などのメタデータ基準に従って標準化された、体系的なメタデータ記録を提供または作成し、そのデータの目的、出所、時間基準、地理的位置、作成者、アクセス条件、使用条件を示します (複数のメタデータ基準が必要になる場合もあります)。リポジトリはこの記録を用いて、研究データの公表、普及、推進を行います。ESRC 助成金から得られたデータに基づく全ての刊行物には、出来れば正しい引用を通じて、データの保管場所とアクセス方法に関する情報を明記します。

原則 4

データ共有に、法的、倫理的または商業的な制約が伴うこともあります。データを可能な限り共有するため、研究開始前にこれらの制約を詳しく検討してください。

ESRC は、研究者が研究企画段階から次の点に注意を払う場合において、大部分のデータを倫理的に管理し共有できるという立場をとっています。

- インフォームドコンセントを得る際、データ共有に対する同意を盛り込む
- 必要があれば、データの匿名化を通じ参加者の身元情報を保護する
- 研究開始前に、データ管理・共有計画の中でデータへのアクセス制限を扱う

ESRC は、研究データを保管しないケースをあくまで例外とみなします。データ共有を妨げる十分な証拠がない場合、ESRC は保管を要求する権利、またはデータ収集に先立ち共有を検討しなかった理由を尋ねる権利を留保します。研究者が上記 3 点全てに関し相当な配慮を示した場合に限り、例外が認められます。

機密保持上の問題からデータを共有できないと予想される場合、助成金受給者/申請者は、可能な限り早く担当のデータサービスプロバイダー（現在は UK Data Service）に連絡してください。

著作権

助成金受給者は、1998 年著作権・意匠および特許法に定める著作権の要件を満たす必要があります。ESRC は、著作権侵害、名誉棄損、他のデータ保護要件を理由として、研究者またはデータサービスプロバイダーに対し提起されたいかなる苦情または法的措置にも責任を負いません。

データ保護と情報公開

助成金受給者は、1998 年データ保護法¹を遵守する必要があります。この法律は、優れた取り組みに関する（法的強制力を持つ）8 つの原則を定めており、研究への個人データの使用を含め、個人データ（および組織に関するデータ）を処理する全ての人に適用されます。

データ主体の同意を取得することは、こうした原則のひとつです。あるいはこの法律が定める「必要」条件を 1 つ以上満たさねばなりません。

ESRC は、2000 年情報公開法の要件を遵守しています。この法律は、政府省庁と省庁以外の公的機関を含め、公権力が保有するあらゆる種類の記録情報への全般的なアクセス権を確立しています。

研究責任者が電子システム Je-S 上の提案書で否定しない限り、研究責任者は、連絡先

¹ 2018 年 5 月 23 日付で、1998 年データ保護法に代わり新データ保護規則が施行されます。ESRC は英国研究・イノベーション機構（UKRI）傘下の機関として、こうした規制の変更に伴いデータポリシーを見直す予定です。ESRC 助成金受給者は当面、各自の所属する研究機関に問い合わせ、新規制の遵守に関しアドバイスを求める必要があります。情報コミッショナー事務局は、新データ保護規制に関する指針を引き続き発行していきます。

<https://ico.org.uk/>

UKRI の個人情報保護方針は、こちらを参照して下さい。<https://www.ukri.org/privacy-notice/>

情報や他の関連情報を、担当の ESRC データサービスプロバイダーと共有する意思があるとみなされます。

倫理的配慮

画期的で質の高い研究を促すため、ESRC は、助成する研究が高い倫理的基準に沿って実施されるよう求めます。「ESRC 研究倫理の枠組み」は、倫理的な研究の実施方法に関する要求を定め、有益なガイドラインを提供しています。ESRC は、一部の新たな研究分野においては、特にパブリック・ドメインのデータを使用または収集する場合、または行政、取引、ソーシャルメディアのデータを転用する場合、事前に個別にインフォームドコンセントを取得できないことを認識しています。このような場合、倫理審査の中でデータ共有許可を得るとよいでしょう。

データのセキュリティ

ESRC データサービスプロバイダーの安全なアクセス機能により、極めてセンシティブ、機密性が高い、または個人識別の可能性があるために、オープンデータまたは保護データとして公開できないデータに対し、安全な遠隔アクセスの実現を可能にします。匿名化後も個人識別のリスクがあるデータでも、安全なアクセスインフラを使って適切に公開できる場合があります。

原則 5

助成金受給者が研究結果を発表できるよう、保管データの公表を遅らせる必要がある場合、データに公表禁止期間を設けることができます。公表禁止期間は基本的に、助成終了後 12 カ月以内としますが、状況に応じてこれより長く設定できます。ESRC データサービスプロバイダーは、透明性を確保するため、指針を発表します。

原則 6

研究者、その所属研究機関、担当リポジトリは、データを保管する際、全ての保管データに引用のための永続的な情報を添付することにより、データを作成し共有した研究者の知的な貢献を保証できます。これは、英国大学協会の「研究公正を支援する協約」を支持するものです。既存のデータ源を使用する全てのユーザーは、研究分野の標準的な慣行に従い、正しい引用または共著を通じてデータの知的所有権を明示する責任を負います。

ESRC は、研究結果の活用に関する RCUK の立場を支持し、英国の生活の質、持続可能性、競争力の向上への貢献として、ESRC が支援する研究成果の活用を積極的に推奨します。研究助成金に関しては、別段の定めがない限り、知的財産所有権およびその活用に対する責任は、研究を実施する機関に委ねられます。ESRC は、特定のケースについて、所有権に関し異なる取り決めを行い、国益のためその所有権を別の形で活用するよう手配する権利を留保します。この権利を行使する場合、この条件を助成金支給条件に盛り込みます。

ESRC は、研究機関が知的財産の活用に関し責任を負うに当たり、研究に関わる人物にデータ活用の取り決めを理解させるよう求めます。研究資金が他機関と共同助成される場合、または研究自体が他機関と共同で実施される場合、研究機関は、関与する様々な機関と個人の貢献と権利を定めた、適切で正式な契約を締結する責任を負います。この契約は、研究開始前に締結します。研究機関は、提携契約の条件が英国研究会議の

助成条件と矛盾しないよう注意します。

原則 7

公的助成を受けた研究データの管理と共有を支援するために公的資金を使用する場合、データを公開して再利用できるよう、データ管理費用と共有に係る準備費用を助成金申請書に記載します。ESRC は、助成金受給者が預けた全ての研究データの（キュレーションおよび）長期的な保管を保証するため、データサービスプロバイダーに資金を提供しています。そのため、この長期保管費用は助成金申請書に含めないでください。

原則 8

研究者は、研究結果を発表する際、知見を裏づけるデータを発表と同じタイミングで担当デジタルリポジトリに預けねばなりません。刊行物には、正しい引用を通じて知見を検証できるよう、データの保管場所とアクセス先に関する情報を明記します。

原則 9

研究者は、永続的識別子の形でデータに関する永続的な情報を提供する発行者（または担当デジタルリポジトリ）を通じてのみ、研究データを発表してください。発行者、担当デジタルリポジトリ、データサービスプロバイダーは、自身が保管するデータに関し適切な永続的情報を提供しなければなりません。

役割と責任

ESRC 助成金申請者の責任

ESRC 助成金申請者には、以下が求められます。

- Je-S 提案書の該当欄に、データ共有に関する宣言を記載する
- データを共有できない場合、それを正当化する説得力ある主張を示す（ESRC は追加情報を要求し、データが速やかに保管されない場合に制裁を課す権利を留保する）
- 提案書に必須な項目として、データ管理・共有計画を作成し提出する
- データを公開し再利用できるよう、助成金申請書にデータ管理費用とデータ共有準備費用を記載する

データ管理・共有計画には、以下を記載します。

- 研究プロジェクトで使用する予定の既存のデータ源を参照先とともに説明
- 研究のため現在利用可能なデータと必要なデータのギャップ分析
- 研究プロジェクトで作成またはアクセスするデータに関する情報
例えば
- データ量
- データ種別
- データの品質、形式、文書化、メタデータの基準
- データ収集および/または処理の方法
- 第三者データの情報源と信頼性
- 計画している品質保証およびバックアップの手順 [セキュリティ/保管]
- 一次データまたは第三者データの管理・キュレーション計画
- データ共有時に想定される問題と、その問題への対処法。どのデータを共有することが難しいか、およびその理由を明確に記載する

- 同意、機密保持、匿名化、その他の倫理的配慮を明確に言及する。特に、データの再利用を排除しないための方策を記す
- データの著作権と知的財産所有権
- 全ての参加機関の研究チームのデータ管理・キュレーションに対する責任

ESRC 助成金受給者の責任

- 助成プロジェクトの最初の計画段階からデータ管理計画を実施する
- プロジェクト開始当初から、データ共有の機会を制限する可能性がある問題に対処する（例、所有権、機密保持、データ準備・保管の時間的制約など）
- 参加者から得たデータは、データ共有の同意を求めるか、適切な形で匿名化を行うか、またはデータ共有を可能にする安全なアクセスの仕組みを協議する
- 発表や他の研究成果に使用する既存の全てのデータ源について正しく引用を行い、必要に応じて永続的識別子を使用する
- 機密保持と共有に関わる問題への対処法を確認するため、プロジェクト開始時に担当の ESRC データサービスプロバイダー（現在は UK Data Service）に助言と指導を求める
- 必要に応じて、データ管理・共有計画の継続的な実施に関し ESRC に報告する
- データ共有に影響する可能性があるイレギュラーな問題を、速やかに担当の ESRC ケースオフィサーに報告し、詳細な指導と支援を得る
- 助成期間中に作成または転用された全てのデータを、助成終了後 3 カ月以内に担当データリポジトリに正式に保管する。データは、ESRC データサービスプロバイダーに預ける、または機関リポジトリなどの適切な担当デジタルリポジトリに預けることも可能です。助成金受給者は、データに永続的識別子を付与してこれらのデータの FAIR 原則（見つけられる、アクセスできる、相互運用できる、再利用できる）に則った再利用を可能にし、公表場所を UK Data Service に通知する責任を負う
- データ共有に関する全ての法律および他の法的手段を遵守する

大規模助成、研究センター、長期投資案件の付加的な責任

研究センターと長期的な ESRC 投資案件は一般に、長期にわたり異なる研究段階の複数の研究データ収集を管理します。そのため、上記に加えて次の責任が求められます。

- 投資案件に関わる研究者が作成した全てのデータ資産を把握する
- 投資案件全体でのデータ管理のベストプラクティスを取りまとめる
- 投資期間を通じて、データ保管を速やかに取りまとめる

助成金受給者の所属機関の責任

- ESRC 助成金受給者に本ポリシーを完全に遵守させる
- データ管理・共有計画を作成するため、助成金申請者に指導と情報提供を行う
- データ管理・共有計画の実施に関し、ESRC 助成金受給者に指導と助言を行う
- ESRC が助成する全プロジェクトに対し、助成期間を通じてその計画を遵守させる
- 助成金受給者に対し、受給者または ESRC データサービスプロバイダーが実施するデータ管理・共有に関するトレーニングと能力構築活動について、助言を行う
- 研究データを機関リポジトリまたは他の担当デジタルリポジトリに保管する場合、データに永続的識別子を付与させ、これらのデータは FAIR 原則（見つけ

られる、アクセスできる、相互運用できる、再利用できる)に従わなければならない

ESRC の責任

- 助成金申請者による研究プロジェクトのためのデータ管理・共有計画の作成を支援するため、明確な指針を与える
- ピアレビューと評価プロセスを通じて、データ管理・共有計画を評価する（助成金申請は何よりも学術的な価値に基づき評価されるが、総合的な審査にはデータ管理・共有計画の適切性に対する評価が含まれる）
- 研究期間を通じたデータ管理・共有計画の効果的な実施について、データサービスプロバイダーを介して助成金受給者に指針を与える
- 助成終了後3カ月以内に、所定水準に従ったデータの保管がなされない場合、制裁を適用する（例、助成金の最終支給分を凍結する）
- データを共有できないことを示す十分な証拠があり、問題を克服する全ての試みがなされた場合に限り、データ保管に例外を認める権利を留保する。倫理審査において承認された場合を除き、データ共有の同意を取得していないことは納得できる理由にならない
- ESRC データサービスプロバイダーに預託されたデータの、キュレーションと長期的な保管を推進する
- 可能な限り、データ保有者としての責任に関する国際的なベストプラクティスに従う。そのために ESRC は、自身が責任を負う全てのデータ収集の記録簿を、適切なメタデータとアクセス条件と共に公表し維持する

ESRC データサービスプロバイダーの責任

- FAIR 原則（見つけられる、アクセスできる、相互運用できる、再利用できる）に従って、自身が管理するデータへの長期的アクセスを確保し、永続的識別子の付与と引用基準の提示を行う
- 優れたデータ管理・共有の取り組みについて、特にデータの共有と再利用における機密保持・セキュリティ・倫理に関する問題、研究参加者とのデータ保管の協議方法、再利用のためのデータ準備基準について、ESRC 助成金受給者に指針、助言、トレーニングを提供する
- 必要に応じ、助成金受給者に連絡をし、データ管理・共有計画の質を確認し、改善のため指針を示す
- データ文書化・メタデータ基準、データキュレーション基準、研究データの見つけやすさおよび権利の管理、アクセス可能性について、担当デジタルリポジトリに指針を示し助言を行う

参考資料

参考資料は全て 2014 年 11 月 30 日時点のものです。

1998 年著作権・意匠・特許法

参照先: http://www.opsi.gov.uk/acts/acts1988/ukpga_19880048_en_1.htm

1998 年データ保護法

参照先: http://www.opsi.gov.uk/acts/acts1998/ukpga_19980029_en_1

ESRC 研究倫理の枠組み

参照先: <http://www.esrc.ac.uk/about-esrc/information/framework-for-research-ethics/>

FAIR 原則

参照先: <https://www.force11.org/group/fairgroup/fairprinciples>

2000 年情報公開法

参照先: http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2000/ukpga_20000036_en_1

RCUK データポリシーに関する共通原則

参照先: <http://www.rcuk.ac.uk/research/datapolicy/>

RCUK インパクトポリシー

参照先: <http://www.rcuk.ac.uk/ke/policies/>

RCUK 助成金支給条件

<http://www.rcuk.ac.uk/RCUK-prod/assets/documents/documents/tcfec.pdf>

英国大学協会の研究公正を支援する協約

参照先:

<http://www.universitiesuk.ac.uk/highereducation/Documents/2012/TheConcordantToSupportResearchIntegrity.pdf>

研究データ管理に関する一般的指針は、下記を参照:

<http://ukdataservice.ac.uk/manage-data/plan.aspx>

ESRC 助成金申請者に対する具体的アドバイスは、下記を参照:

<http://ukdataservice.ac.uk/manage-data/plan/dmp-esrc.aspx>

データ保管に関する指針は、下記を参照:

<http://ukdataservice.ac.uk/deposit-data.aspx>